

■ 3. 個人情報保護のポイント ■

1) 「なれあい」に注意

施設における介護サービス提供事業は、在宅サービスの場合と異なり、比較的閉鎖された空間（施設内）での関係ですから、利用者と職員の間で「なれあい」になってしまう危険性があります。

また、特に入所施設においては、利用者は日常生活を職員に委ねることになるため「上下関係」に陥りやすく、その結果、個人情報に対する配慮がおざなりになってしまうことがないように注意が必要です。

2) 事業者と従業員（職員）との関係

雇用契約時に、従業員に対し個人情報保護の重要性について徹底した教育を実施し、守秘義務を厳守するという意識をしっかりとらせることが重要です。必要に応じて、事業者と従業員個人との間で覚え書きなどを取り交わすことも有効です。

もちろん、従業員どうしでの情報のやりとりにも十分気をつけ、不要な情報のやりとり（おしゃべりを含む）を防止するための配慮とルールが必要です。

3) 利用者（入所者）との関係

利用者にとって施設は自宅と同様の空間ですから、職員はさまざまな個人情報にかかわるのを見たり聞いたりすることがあります。あるときには、人間関係のもつれが目の前で展開されたり、また、金銭的な情報を耳にすることもあるでしょう。しかしサービス提供側（職員）にとっては、このような情報も「職務上知り得た情報」であり、守秘義務があることを職業の倫理として確認しておかねばなりません。

4) 短期の入所施設の場合

ショートステイなどの場合、利用者どうしが個人情報を保有する本人であり、取得する側にもなります。そのため、必要以上の個人情報が利用者どうしの会話や書類上に出ないように、職員の側が留意する必要があります。さらにつき添いの家族の方に対しても同様の配慮が必要です。

5) 施設に出入りする取引事業者との関係

施設内の空間では、ほとんどの場所に利用者の個人情報があふれています。そこで、日常的に施設に出入りする取引事業者（リネン関係者や設備関係者など）とも、個人情報の取り扱いに関する「契約書」や「覚え書き」などを取り交わすことが望ましいといえます。また、個人情報に関する書類等は、決まった部屋など以外では取り扱わないような配慮を心がけるように指導しましょう。